

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月1日
【会社名】	E R Iホールディングス株式会社
【英訳名】	ERI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 芳樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	2,728,543,700円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本E R I株式会社の平成25年5月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が株式会社東京証券取引所に上場申請したことに伴い、平成25年8月13日付で提出いたしました有価証券届出書、平成25年8月29日付で提出しました有価証券届出書の訂正届出書、平成25年8月30日付で提出しました有価証券届出書の訂正届出書、平成25年9月5日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成25年9月30日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	7,832,400株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 日本E R I株式会社（以下「日本E R I」といいます。）の発行済株式総数7,832,400株（平成25年5月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるE R Iホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年7月9日に開催された日本E R Iの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年8月29日開催の日本E R Iの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本E R Iは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	7,832,400株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 日本E R I株式会社（以下「日本E R I」といいます。）の発行済株式総数7,832,400株（平成25年5月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるE R Iホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年7月9日に開催された日本E R Iの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年8月29日開催の日本E R Iの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本E R Iは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- (注) 1. 普通株式は、当社成立の日の前日の最終の日本E R Iの株主名簿に記載された株主に、日本E R Iの普通株式1株に対して1株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価額は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に

組入れられる額は資本組入額の総数を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。日本E R Iの平成25年5月31日における株主資本の額(簿価)は、2,728,543,700円であり、発行価額の総額のうち、992,784,474円が資本金に組み入れられます。

2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成25年12月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注)1. 普通株式は、当社成立の日の前日の最終の日本E R Iの株主名簿に記載された株主に、日本E R Iの普通株式1株に対して1株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価額は発行価額の総数を発行数で除した額、そのうち資本金に組入れられる額は資本組入額の総数を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。日本E R Iの平成25年5月31日における株主資本の額(簿価)は、2,728,543,700円であり、発行価額の総額のうち、992,784,474円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成25年12月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。